



市報 ちよっし

国勢調査 特集号



発行：調布市 ■所在地：〒182-8511 東京都調布市小島町2-35-1
■調布市ホームページ <http://www.city.chofu.tokyo.jp/> ■編集：行政経営部広報課



国勢調査実施本部 ☎042-481-7340

調布市制施行60周年

国勢調査に

国勢調査 2015



ご協力ください

調査スケジュール

「インターネット回答の利用案内」の配布期間／9月10日(木)～12日(土)

インターネット回答の期間／9月10日(木)～20日(日)

調査票の配布期間／9月21日(祝)～30日(水)

調査票の提出期間／10月1日(木)～7日(水)

○国勢調査って何？

国勢調査は、私たちの国に住む全ての世帯を対象とする、国の最も基本的な統計調査です。10月1日現在で全国一斉に行われます。大正9（1920）年の開始以来5年ごと（終戦直後の昭和20年を除く）に行われており、今年行われる調査はその20回目に当たります。

○暮らしのさまざまな分野での大切なデータとなります

調査の結果は、児童福祉、高齢者医療、若者の雇用対策、防災や企業の出店計画など、さまざまな分野で役立てられる大切なデータとなります。

○調査の対象となる人・世帯数は？

今回の国勢調査で対象となる人・世帯数は全国で約1億2800万人、約5200万世帯にのぼると想定されています。

○調査員が全てのお宅を訪問します

9月上旬から調査員が皆さんのお宅を訪問し、各世帯に「インターネット回答の利用案内」や調査票をお配りします。訪問するのは、総務大臣が任命し、守秘義務が課せられた国勢調査員です。調査事務を担う指導員・調査員は全国で約80万人です。

○全国でインターネット調査

紙の調査票の配布に先行して、インターネットで回答できる期間を設けます。帰宅時間が遅い方でも期間中はいつでもお好きな時間に回答できます。

インターネットで回答された世帯には、紙の調査票の提出が不要となるため、調査員は訪問しません。

インターネット回答期間：9月10日(木)～20日(日)

○配布された調査票の記入・提出をお願いします

記入した調査票は、同封の返信用封筒による郵送、または調査員の訪問回収のうち、ご希望の方法で提出できます。調査は前回よりも簡単な内容ですので、ご協力をお願いします。

○いただいた調査票は厳重に管理します

調査票の内容は、税金の賦課など統計目的以外に使用することはありません。

また調査票は、外部に情報が漏れないよう厳重に管理し、不正アクセスなどの監視も国が24時間体制で行います。

調査票は、鉛筆またはシャープペンシルでご記入ください。



調査の回答は次の3つの方法から選べます

①インターネット回答(インターネットに接続されているパソコンやスマートフォンが必要です)

○インターネット回答の期間中(9月10日(木)～20日(日))は24時間回答が可能です。回答データを全て入力して送信してください

○紙の調査票の記入・提出は不要ですので、紙の調査票も配布されません

○調査員が内容を確認することはありません



②郵送提出

○調査員が配布する返信用封筒に調査票を入れ、ポストに投函します(切手不要)

○調査員が回収のために訪問することはありません

○内容が外から見えない「透けない封筒」を使用しています

○調査員が調査票を確認することはありません



③調査員の訪問回収

○事前にお約束した日時に伺います



国勢調査をよそおった「かたり調査」にご注意ください！

国勢調査では、金銭を要求することはありません。また、銀行口座の暗証番号やクレジットカード番号などをお聞きすることはありません。



調査の流れ

STEP 1

9月10日(木)～12日(土) インターネット回答用IDの配布

調査員が皆さんのお宅を訪問し、「平成27年国勢調査インターネット回答の利用案内」を配布します。単身の方、学生の方、未成年の方、外国籍の方など、普段日本に住んでいる全ての方が対象です。



STEP 2

9月10日(木)～20日(日) インターネット回答期間

インターネットでの回答が可能な方は調査員から配布された「平成27年国勢調査インターネット回答の利用案内」のID・パスワードを用いて、インターネットで回答してください。インターネットでの回答がなかった場合は、後日、調査員が紙の調査票をお持ちします。

STEP 3

9月21日(祝)～30日(水) 調査票の配布

インターネットでの回答がなかった世帯の方を調査員が訪問し、調査票の記入を依頼します。その際、提出方法をお伺いしますので、郵送による提出か調査員による訪問回収かをお選びください。



STEP 4

10月1日(木)～7日(水) 調査票の提出

この期間中に、選択した提出方法（郵送または調査員による訪問回収）で調査票を提出してください。提出方法を変更したい場合は、調布市国勢調査実施本部へご連絡ください。



STEP 5

10月8日(木)以降 確認状の配布

調査員が確認状を全世帯に配布し、インターネットでの回答または調査票の提出が確認されていない世帯を中心に、最後の訪問を行います。※行き違いなどがありましたら、ご容赦ください

よくある質問

Q 国勢調査はなぜ行う必要があるのですか

A 国勢調査は、国の最も基本的な統計を得るために定期的に行われるものです。調査結果によって、行政の施策や将来計画などを決定する際の判断がより適切に行われ、また、民間企業も消費者の地域分布などを考慮し、より効果的な経営判断ができるようになります。

Q 国勢調査には、どうして答えなければならないのですか

A 皆さんから正確な回答をいただけなかった場合、人口や世帯の実態を正確に把握できないため、本当に必要な施策が実施できなくなるおそれがあります。必ず正確な回答をお願いします。

国勢調査については、統計法において調査対象に調査票を記入・提出することの義務（報告義務）が課せられ（第13条）、報告を拒んだり、虚偽の報告をした場合の罰則（第61条第1号）も規定されています。

Q 住民基本台帳のデータやマイナンバーがあるのだから、国勢調査はなくても済むのでは

A 国勢調査の目的は、人や世帯の居住の実態に即した統計を作成することです。住民基本台帳などの記録と比較すると、人口の把握時期が違ったり、長期の海外渡航者が住民票を残している場合などにより差があります。

例えば、大規模災害時の対策などの想定には、住民票の有無に関わらず、現に居住している人や通勤・通学する人の数を、正確に把握することが必要です。そのようなことから、全ての人および世帯を一時点で調査する国勢調査の結果が利用されています。

Q 国勢調査では、個人や世帯の情報はどのように保護されるのですか

A 国勢調査をはじめとする国の統計調査は、統計法に基づいて行われます。統計調査に従事する者には統計法により守秘義務が課せられており、違反した場合には罰則（2年以下の懲役または100万円以下の罰金）が設けられています。また、過去に統計調査に従事していた者に対しても、同様の義務と罰則が規定されています（第41条、第57条第1項第2号）。

国勢調査員が皆さんの世帯を訪問します

国勢調査員とは

国勢調査員は区市町村の推薦に基づいて総務大臣が任命した非常勤の国家公務員です。調査員は、その身分を証明する「国勢調査員証」を身に付けています。



オートロックマンションにお住まいの皆さんへ



訪問方法は次の通りとさせていただきます。

- ①共用玄関のインターホンで各世帯の部屋番号に連絡します。このとき、各階ごと・部屋番号ごと一括して訪問のご連絡をします。
- ②一度、共用玄関を通過したあとは、インターホンで連絡のとれた世帯にのみ、連続して訪問します。

ご理解・ご協力をお願いします。

国勢調査の詳細は、平成27年国勢調査広報サイト「国勢調査2015キャンペーンサイト」もご覧ください。

国勢調査2015

検索

また、市の窓口でも情報提供しています。

○国勢調査の問い合わせは

国勢調査コールセンター（午前8時～午後9時 土・日曜日、祝日も可）

☎0570-07-2015（ナビダイヤル）

※つながりにくい場合もありますのでご了承ください

I P 電話の場合は、☎03-4330-2015

設置期間/8月24日(月)～10月31日(土)

○調査票の不足・調査票の提出方法の変更・市報の内容などは

調布市国勢調査実施本部

☎042-481-7151

※つながりにくい場合もありますのでご了承ください

場所/市役所4階401会議室

開設時間/①9月1日(火)～9日(水)：平日の午前9時～午後5時

②9月10日(木)～10月23日(金)：午前9時～午後9時（土・日曜日、祝日も可）

③10月24日(土)～30日(金)：午前9時～午後5時（土・日曜日可）

調布市国勢調査実施本部への電話は大変混雑します。

調査の内容については上記の国勢調査コールセンターにお掛けください。